

令和2年分の所得税確定申告から

**青色申告特別控除額
基礎控除額**が変わります！

◆改定 1◆

基礎控除額は
38万円⇒48万円にアップ



青色申告特別控除額は
65万円⇒55万円にダウン



ですが!!

◆改定 2◆

マイナンバー(個人番号)カードを作成し e-Tax(電子申告)又は電子帳簿保存を行うと
青色申告特別控除額が **55万円⇒65万円にアップ!!** ※2

(基礎控除額) (青色申告特別控除額)※1

現 行	38万円	65万円
<u>令和2年から</u>	48万円	55万円
	48万円	65万円



ここに注目!

※1 青色申告特別控除を受けるには、一定の要件があります。
 ※2 電子帳簿保存を行うためには、一定の期日までに申請書を税務署に提出する必要があります。
 令和2年度9月30日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて
 同年12月31日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、
 65万円の青色申告特別控除を受けることができます。
 詳しくは、「国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)」でご確認ください。